

(補論) マルクスの標準労働日論をめぐる諸論争

森 田 成 也

われわれは本論⁽¹⁾において、標準労働日の概念が、①資本主義的最小労働日と標準最大労働日との範囲内あって、②「1日分の労働力価値」に見合う「1日分の労働時間」として社会的に（そして結局は法的に）承認された労働時間である、という2つの要素によって構成されること、そして、この2つの要素に即してそれぞれ2つの還元論が存在することを明らかにした。1つ目の還元論は、標準労働日を種々の最大労働日（主として標準最大労働日）に還元ないし解消してしまう立場であり（「第1の還元」論）、もう一つは、標準労働日を種々の最大労働日と区別しながらも、労働日の最小限と最大限とのあいだに挟まれた質的に無規定な一労働日ないし平均労働日に還元ないし解消する立場（「第2の還元」論）である。そして、マルクスの標準労働日論を『資本論』および1861～63年草稿における具体的記述に即して詳細に明らかにする中で、マルクス自身が、1861～63年草稿段階では典型的に「第1の還元」論に陥っており、『資本論』では、1861～63年草稿以来の「第1の還元」論を残しながら、同時に標準労働日と標準最大労働日とを区別する論理をも導入することで、今度は逆に「第2の還元」論にも陥っていたことを明らかにした（2つの還元論の並存）。

では、後世の『資本論』研究者はどうだったのか？ 本論ではこの問題についてはほとんど論じることができなかった。したがって、この補論の課題は、日本における『資本論』研究史における主要な標準労働日論を概観することによって、それらが基本的にいずれも「第1の還元」論か「第2の還元」論に陥っていることを明らかにすることである⁽²⁾。

マルクスの標準労働日論をめぐる諸論争（森田）

あらかじめ、この2つの還元論と階級闘争との関係について簡単な見取り図を示しておこう。まず「第1の還元」論にあっては、階級闘争をその決定の主要なメントとする標準労働日が、ある程度客観的に存在するシュランケ規定（労働日の最大限）を主要なメントとする最大労働日に還元されているために、一方では、ある程度客観的に規定できるはずの最大労働日でさえ階級闘争だけで任意にその水準を決定できるかのような議論が生じ（「勢力決定説」）、他方では、最大労働日と同一視された標準労働日が基本的に商品交換法則によって、あるいは労働力保全の（総資本にとっての）必然性によって、あるいは労働強度との相関によって（交差点規定）、法則的・客観的に決定されるのであり、階級闘争は単にこの客観的法則性を媒介する要素にすぎないという議論が生じる（「勢力決定説」にちなんで「法則決定説」と呼ぼう）。

他方、「第2の還元」論にあっては、標準労働日が単なる一定の大きさの労働日に還元されているため、一方では、「社会的承認」という独自の契機を無視した上で単なる労働者階級と資本家階級とのむき出しの階級闘争で（標準）労働日の水準が決定されるとする「勢力決定説」が生じ、他方では、単なる平均労働日ないし労働日一般に還元された標準労働日の水準が資本の蓄積過程や景気循環の動向を通じて純経済的に決定されるとする「法則決定説」が生じる。

第1節 標準労働日の最大労働日への還元（1）——社会政策論争

まず最初に、標準労働日を事実上、最大労働日（標準的であれ非標準的であれ）に還元する見方を紹介する。最初に取り上げるのは社会政策論争である。戦後の一時期、わが国で、大河内一男氏の所論を中心にきわめて活発に展開された社会政策論争は、何よりもこのマルクスの標準労働日論にもとづいた大河内氏の「労働力保全」策としての社会政策論を焦点としていた。しかし、そこでなされた論争の激しさにもかかわらず、主たる参加者はみな基本的に標準労働日を事実上、最大労働日に還元する見方を共有していた。この膨大な社会政策論争を詳しく取り上げることは明らかに本稿の目的を逸脱するものになるので、

ここではマルクスの標準労働日論にかかわる論点に絞ろう。

(1) 大河内理論と「第1の還元」論

大河内一男氏は、社会政策が道義的理由ないし政治主義的理由からなされる上からないし外部からの政策ととらえることを拒否し、また、社会政策を何よりも分配政策を見る見方にも反対し、その最も基底的な政策は資本にとっての生産政策であるところの労働力の合理的保全策であり、それが円滑な資本蓄積とその合理的な発展にとって不可欠なものであるかぎりにおいて、資本制経済そのものの内部から必然的に「自然律」として発するものであるとした。そして、それは何よりも「原生的労働関係」における個別資本による労働力食いつぶしに対する総資本の立場からする労働力保全のための国家的規制として（たとえ過剰人口の存在によって遅れることがあったとしても）早晚実現されるのだ、ということを証明しようとした。マルクスが『資本論』で強調した階級闘争の契機は、こうした労働力の合理的保全策実現にとっての条件ないし外的な一契機にすぎず、その本質や必然的根拠そのものに関わるものではない、労働者運動がそうした役割を担うのはこの段階の社会政策ではなく、この政策の上に始めて展開されうるより高度な「産業平和」的社会政策である、とした。

労働者組織の存在とそれに由来する社会的圧力とは、社会政策実現のための条件とはなるが、その本質規定ではあり得ない。労働者組織の存在如何にかかわらず、労働力保全のための配慮は、経済社会そのものの、全体としての循環維持のための政策として、早晚日程に上され実現されねばならない。

……産業社会にとっての労働力保全のための政策として考えた社会政策の場合においても労働者運動が何らそれに関係を持たないと言うのではない。ただそれは、経済社会自体がそれ自らの再生産のために自己の胎内から早晚生み出さざるを得ない労働力保全の実現のための条件でありそれを促進せしめるための条件に過ぎないと言うことである。従ってこの場合の労働者運動の存在は、社会政策の必然性の根

マルクスの標準労働日論をめぐる諸論争（森田）

拠ではあり得ないのである。それは社会政策実現のための進歩的官僚の努力や開明的工場主の運動や、人道主義者、宗教団体、学者等の世論の圧力と同じく、労働力保全策の経済社会にとっての機構的必然性を順当に貫徹せしめるための外的要素の一つに過ぎない⁽³⁾。

労働者による階級闘争を資本の運動にとっての「外的要素」と理解する見方は、後に紹介する宇野派の論客たちと共に通している。しかし、資本の運動そのものは労働から（より正確には疎外された労働から）発生し、それを自己のうちに包摂することによって成立するのであり、労働との抗争が「外的」であるはずがない。それはちょうど、商品から発生し諸商品を包括する貨幣と商品との矛盾が、貨幣にとって外的でないのと同じである。だが、階級闘争を「外的要素」とする立場から大河内氏は、労働者運動がなくてもこの種の労働者保全策としての社会政策は成り立つとまで述べる⁽⁴⁾。

それはともかく、大河内氏は自分の理論をマルクスに反するものとしてではなく、おおむねマルクスに即したものとして理解している。氏の議論は基本的に『資本論』第1巻第8章「労働日」での記述に依拠したものであった。その点を具体的に見てみよう。

大河内氏は多くの文献でほぼ同じことを繰り返しているが、ここでは最も代表的な文献である「マルクス主義と社会政策」を取り上げよう。この文献の中で大河内氏は、『資本論』の「労働日」章から広範な引用を行ない、そこでの議論に依拠している。大河内氏は「マルクスの考え方」と題された節で、マルクスの主張を大河内氏なりの理解で整理する。まず、労働日が固定されたものではなく可変的な大きさのものであるというマルクスの言を引用し、次に労働日の「最高限界」と「最低限界」についてのマルクスの議論を紹介した後、次のように述べる。

このようにして、労働日の最低限への圧縮が社会政策の目標ではなく、その合理的最高限界を確保することが、そしてそれによって「労働力」の再生産の条件を創

出することが、その目標である⁽⁵⁾。

この引用文から明らかなように、大河内氏にあっては「労働日」章における、マルクスの議論は最初から「労働日の合理的最高限界」をめぐる議論だと認識されている。しかしこの限界には肉体的（物理的）なものと精神的（道徳的）なものとの2つがある。大河内氏が「労働力の合理的保全策」としての社会政策論において重視するのは、前者の方である。

この第2の限界〔道徳的限界〕は、第1のもの〔物理的限界〕と比較すれば、比較的可動的であり、かつまた、労働階級の一定程度の階級的成熟を条件とするものである。そこで社会政策は、何よりも第1の「物理的限界」に向かられ、「労働力」の肉体的再生産の条件を労働時間の上で獲得することに全力を傾注することになる。社会政策が最高労働時間の決定をめぐって発展したのはこのためである⁽⁶⁾。

ここでも社会政策は何よりも「最高労働時間の決定」をめぐるものだとされている。後に大河内氏は批判者に対する反論の中でこの「物理的限界」を議論の中心におく態度を撤回し、「物理的限界」と「道徳的限界」の両方とも客観的な制限であるという立場に変化するが（これは一定正しい変化である）⁽⁷⁾、ここでは「物理的限界」の方が重視されている。続いて大河内氏は、この限界そのものが「伸縮自在」で「如何ようにも融通が利く」がゆえに、「労働時間の大小は、〔労資間の〕社会的闘争の総結果として具体的に決定される」と述べている。つまり、ここでは、弾力性のある労働日の制限（シュランケ）の範囲内のどこで実際の労働日が決定されるのかを規定するのが労資間の階級闘争であると理解されている。以上を踏まえて、大河内氏は次のように総括する。

これらの〔『資本論』の〕諸章を貫くものは、……あくまでも資本制経済の「必然事」としての、その「自然律」としての、社会立法の把握であり、その資本制経済の発展に対する関連の分析である。またマルクスが社会政策をひたすら階級闘争

マルクスの標準労働日論をめぐる諸論争（森田）

の産物として述べているように見えても……、その根底には、以上のごとき、資本制産業そのものの存立ならびに発展の基本条件としての社会政策、その意味ではまさに「鉄の如き堅固不動の自然律」としての社会政策に対する把握が貫いているのである⁽⁸⁾。

このように大河内氏にあっては、マルクスの標準労働日論が完全にその最大限規定に還元されて理解され、それとは区別される標準労働日の独自性がまったく無視されている。

大河内氏は、このような「第1の還元」論にもとづいて、マルクスの階級闘争論をも裁断する。大河内氏は、「社会政策と階級闘争」と題された節で、階級闘争の役割を重視するマルクスの発言を多数引用した上で、「これ〔階級闘争〕だけが、労働立法の必然性を説明するマルクスの立場であるかのごとく見える」と述べ、しかし実際にはそうではないと主張し、『資本論』での「資本は、それ自身の利害関係によって、標準労働日の設定を指示されているよう見える」(K I, 348頁, S.281)という有名な一句を「十分に注目に値する」⁽⁹⁾として引用する。だが、この語尾で「見える」とあるように、実際にはマルクスは、それに続く文章で、過剰人口の存在を前提とするかぎり、結局、資本は自ら標準労働日を設定しようとはけっしてしないことを指摘している。大河内氏ももちろんそれは百も承知である。そこで、これまた有名な『資本論』の次の一旬を引用する（氏の引用文の訳文は異なるので注意）。

わが亡きあとに洪水は来たれ！　これがすべての資本家、すべての資本主義諸国のモットーなのである。だから、資本は、労働者の健康や寿命には、社会によって顧慮を強制されないかぎり、顧慮を払わないものである。(K I, 353頁, SS.285-286)

問題はこの一文の解釈である。大河内氏はここでマルクスが言う「社会」とは、「資本に対する労働者の『抗争』を意味するのではな」いとして、先に引用した『資本論』の一文「資本は、それ自身の利害関係によって、標準労働日

の設定を指示されているように見える」と結びつけて、「社会的総資本としての資本の意味である」と述べている⁽¹⁰⁾。大河内氏の以前の議論では、社会のさまざまな要素・主体が想定されていたが、ここでは「社会的総資本」に一元化されている。

たしかに、労働力の合理的な保全が長期的には総資本の利益になること、そしてそれが個別資本にはとうてい実現しえないものであり（個々に開明的資本家がそうした保護をすることはあるとはいえ）、その点で総資本と個別資本とが対立することはその通りだろう。マルクス自身も、この問題との関連で「個別資本家は資本家階級の総利益に対して絶えず反逆する」（草稿集4、287頁）と述べている。

しかし、ここでマルクスが言う「社会」が「社会的総資本」のことだということは強引な解釈であろう。過剰人口が豊富に存在する場合には、個別資本による労働力の食いつぶしは、総資本の存続そのものにかかわるような危機をもたらさないのであり、したがって、社会的総資本が個別資本の直接的利益に反してまで労働日を制限する現実性は必ずしも存在しない。そのことをまさにマルクスは過剰人口を持ち出すことで言おうとしたのである。したがって、ここでの「社会」は社会的総資本のことではなく、もっと広い意味での「社会全体」ということであろう。なぜなら、労働力が大量に食いつぶされるならば、それは総資本にとっての蓄積危機となる以前に労働者階級を含む社会全体にとって重大な脅威となるからだ。たとえばマルクスは、「労働の強化」について論じる中で、次のように述べている。

機械が資本の手の中で生み出す労働日の無制限な延長は、すでに見たように、のちには、その生活の根源を脅かされた社会の反作用を招き、またそれとともに、法律によって制限された標準労働日を招く。（K I、534頁、S.431）

ここで述べられている「社会」がより広い意味での社会全体ということであるのは明らかだろう。そこには労働者階級が含まれているだけでなく、社会を

マルクスの標準労働日論をめぐる諸論争（森田）

構成するさまざまな諸勢力も含まれている。とくに労働力の食いつぶしは、青年層の発達の阻害、体格の萎縮、病気の蔓延となり、軍隊の維持発展にとって脅威となる。そして、資本主義初期（場合によっては中期）における軍隊はしばしば、社会的総資本の軍隊ではなく、大土地所有者と伝統的官僚と貴族層の軍隊なのである。マルクスも、「資本家と大地主¹¹の支配する国家の側からの、労働日の強制的制限」（K I, 310頁, S.253）と述べており、国家の階級性を総資本に一元化してはいない。

とはいって、大河内氏が標準労働日を最大労働日に還元した上で、この最大労働日の制限の一定の「経済的必然性」⁽¹¹⁾を説いているかぎりでは、そこで労働日決定における階級闘争の意義は、標準労働日の場合よりも低いことは明らかである。大河内氏は、マルクスが無意識のうちに最大労働日ではなく標準労働日の決定過程（「同等な権利と権利との間では力がことを決する」云々）について語っている文言を事実上否定して、総資本の利益にもとづく最大労働日の客観的・経済的必然性について力説するとき、実は、標準労働日とは異なる最大労働日の特殊性を語っているのである。

しかし、この時点では、この「最大労働日」が標準的なものなのか、非標準的なものも含むのかは必ずしも明らかではなかった。この点はその後の論争の進展の中でより明確なものとなる。たとえば、大河内氏は、服部英太郎氏に回答した論文「社会政策と階級闘争」の中で、8時間から18時間というおそらく彈力性のある最大労働日の幅を提示したマルクスを批判して次のように述べている。

労働日は、本来決して「伸縮自在」なものではなく、その最高限は、労働者の「物理的限界」によって、そしてその最下限は、「労働力」の担当者としての労働階級の文化的ならびに社会的存在としての成熟や自覚やそれに伴う要求によって、一応客観的に与えられた大いさなのであり、この2つの限界の間の幅は比較的狭く、「如何ようにも融通が利く」態のものではないのである⁽¹²⁾。

標準労働日を最大労働日一般ではなく、標準最大労働日と同一とみなすかぎり、その上限の幅はたしかにそれほど広いものではない。大河内氏はこの点を正しく指摘することによって、「標準最大労働日としての標準労働日」という立場を明確に確立している。以上見たように、大河内理論は、「第1の還元」論にもとづく典型的な「法則決定説」であり、それが後年のさまざまな「法則決定説」と本質的に異なるのは、その法則性の貫徹を保証するものが、労働力の保全を必要とする「総資本の理性」であるという点だけである。

(2) 岸本英太郎氏による大河内批判

当時のいわゆる「社会政策論争」における大河内理論の批判者たちは、大河内理論における階級闘争の軽視を適切に批判し、「総資本の理性」を強調する大河内理論の誤謬を鋭く糾弾したが（しばしば行き過ぎさえ伴って）、マルクスの労働日論を最大労働日論に還元して理解する点についてはそうではなかった。本稿は社会政策論争を本格的に論じる場所ではないので、ここでは大河内批判者の最も代表的な人物である岸本英太郎氏の議論だけを検討しよう。岸本氏は、われわれが先に検討した大河内氏の代表的論文「マルクス主義と社会政策」を批判した論文の中で、マルクスの標準労働日論に対する自らの理解を次のように示している。

マルクスは「労働日」のところで、「労働日の限界」をとりあげ、これが二重に規定されていることを述べている。即ち労働力の「肉体的な限度」と「道徳的な限度」とである。……労働日はこの 2 つの限度内を変動するのであって、決して固定的な大きさではなく、流動的な大きさである。この限度内で労働日が具体的にどう確定されるかは資本家階級と労働者階級との間の闘争如何にかかっている、とマルクスは強調しているのである。所謂「標準労働日のための闘争」これである⁽¹³⁾。

ここで言われる「2つの限度内」という表現は曖昧である。この「2つの限

マルクスの標準労働日論をめぐる諸論争（森田）

度」それ自身に一定の幅があり、この幅の内部の一定の地点ないし境界（グレンツェ）に標準労働日が具体的に決まるという意味なのか（その場合には、大河内氏と同じく「第1の還元」論を岸本氏が取っていたことになる）、それとも、この「2つの限度」をセットにして一定の客観的な制限（シュランケ）とみなし、そのシュランケ以下の範囲で、すなわち資本主義的最小労働日と最大労働日とのあいだの一定のグレンツェで具体的に標準労働日が決まるという意味なのか、この引用文だけでは判断がつかない。というのも、ここでは岸本氏は、この「2つの限度」それ自身の大きな幅について言及していないからである。しかし、大河内氏と服部英太郎氏の論争について論じた別の論文での岸本氏の記述を見ると、岸本氏の解釈が前者であることがわかる。

物理的限度と道徳的限度の間には例えば12時間と8時間の如く相当伸縮し得る幅が存している。労働者階級の成熟や自覚や闘争が有効に資本と抗し得れば、労働日を8時間まで短縮し得るが、自覚が低く闘争がよろしきを得なければ、労働日の長さは10時間或は12時間までも延長されるであろう。かくして、現実に労働日の長さがどこで決定されるかは労資両階級の闘争にかかっているのであり、マルクスは決して誤っていないのである⁽¹⁴⁾。

ここでは、明らかに、8時間から12時間までが物理的限度と道徳的限度との幅だとみなされ、標準労働日がこの幅の中に収まるものとして把握されている。ただし、その上限はマルクスが列挙した労働日の上限である18時間ではなく、12時間である。ということは、岸本氏はこの12時間を最大労働日そのものの上限とは別の標準労働日の上限とみなしていたことになる。だがそれと同時に、この標準労働日の幅はあくまでも「物理的限度と道徳的限度の間」に位置するのだから、岸本氏は、われわれの言葉で言えば、短期的シュランケとは異なる長期的シュランケの上限を標準労働日の上限とみなしていたということになるだろう。したがって、大河内氏と同じく、標準労働日を最大労働日一般に還元しているのではなく、あくまでも標準最大労働日（われわれの言葉で言えば）に

還元していたのである。このように、岸本氏も大河内氏も「第1の還元論」に陥っていたことは共通しており、それゆえ両者のあいだでは、労働日の最大限の範囲内におけるどの地点で実際の標準労働日が決定されるかをめぐる階級闘争の役割の強調度の違いが重要な論点を構成していた。それゆえ、大河内理論との距離は、もっぱらどれぐらい階級闘争の契機を強調するかによって測られる。たとえば、最初に引用した労働日に関する岸本氏の文章は、岸本氏自身が絶版にした前著『社会政策論序説』にもそのまま登場しているが、それに続く文章が大きく異なっている。まず、以下は絶版にした前著での記述である。

即ちこれ等の章でマルクスが言っているのは、社会政策の資本制生産にとっての内的必然性は、資本制の自然律から引き出せるが、どの程度の具体的な社会政策が現実に確立するかは、階級闘争による労働者階級の下からの抗争力如何にかかっている、ということなのである。教授は殊更にマルクスの階級闘争——ここでは標準労働日のための闘争——を軽視して、只管、社会政策の資本制生産に於ける内的必然性をのみ引き出されんと懸命の努力をされている。マルクスは、社会政策の抽象的な本質規定と具体的な実現のための根拠との統一において社会政策を把握しているのに、教授は、2つの間に万里の長城を築いていられる⁽¹⁵⁾。

ここでは、最大労働日の上限が有している客観的範囲（シュランケ規定）が「社会政策の資本制生産にとっての内的必然性」として理解され、その範囲内の具体的な労働日（グレンツェ規定）の決定の問題が「どの程度の具体的な社会政策が現実に確立するか」として理解され、その上で、岸本氏は、大河内氏が両者の間に万里の長城を築いて、前者だけを強調すると批判している。ここで批判の要点は「大河内理論は一面的である」という水準のものであったが、その後、この程度の批判ではまったく生ぬるいと考え、1年後に出された『社会政策論の根本問題』では、次のようにになっている。

「鉄のごとき堅固不動な自然率」は、大河内教授が考えられる如く、社会政策で

マルクスの標準労働日論をめぐる諸論争（森田）

はなくて、搾取の強化であり、労働者階級の窮乏化である。資本制生産の自然法則についての無理解が、いかに荒唐無稽な議論を生み出すかを、ここに見るべきである。マルクスは、まさに、社会政策を「只管階級闘争の産物」として把握しているのであり、「資本の剩余価値追求に対する労働者階級の抗争の産物」として述べているのである⁽¹⁶⁾。

このように、もはや労働力保全に向かう内的必然性について言及されることはなく、社会政策は「只管階級闘争の産物」であると主張されるに至っている。これはまさに「第1の還元」論に即した典型的な「勢力決定説」であろう。こうして、大河内理論における標準労働日論そのものがもつ内的限界は意識されることなく、単なる階級闘争軽視論として総括されるのである。

第2節 標準労働日の最大労働日への還元（2）——労働時間論争

社会政策論争においてマルクス労働日論は決定的な役割を果たしていたとはいえ、そこでの解明の対象はあくまでも社会政策の本質と機能であって、マルクスの労働日論そのものではなかった。したがって、マルクスの労働日論をめぐる論争を概括するためには、マルクスの労働日論そのものの解明を目的とした『資本論』研究史における「労働日論争」の短い一頁に注目しなければならない。この『資本論』研究史における労働日論争においては、社会政策論と違って、「第1の還元」論とともに、「第2の還元」論がかなり明示的に姿を現わす。ここではまず、「第1の還元」論の事例から取り上げよう。

標準労働日を（標準）最大労働日に還元する見方は『資本論』にも残されているものもあるので、さまざまな『資本論』解説書や経済原論のたぐいでは普通に見られる。しかし、すでに明らかにしたように、『資本論』の議論の中には、標準労働日と標準最大労働日とを区別する見方も含まれていた。それゆえ、マルクスに肯定的にアプローチするか否定的にアプローチするかで、同じ「第1の還元」論に立っていても、その論理立ては異なってくる。最初に紹介

する内海義夫氏は基本的にマルクスを肯定する立場からアプローチしており、それゆえマルクス解釈の結果として、標準労働日を最大労働日に還元する見方を提示している。2番目に紹介する萩原進氏は、マルクスに批判的にアプローチしているがゆえに、マルクスの議論の中に、標準労働日（グレンツェ規定）と最大労働日（シュランケ規定）とを区別する観点をも発見しているのだが、結局この区別を否定して、自覚的に最大労働日への還元を再定立するという論理の流れになっている。以下順に見ていく。

（1）内海義夫氏の労働時間論

比較的早い時期に、社会政策論争とは別個にマルクスの労働日論を特殊に分析・解明の対象にし、マルクス労働日論に一定の貢献をなしたのは内海義夫氏である。しかし、氏は、すでに述べたようにマルクスに批判的にアプローチしておらず、マルクスの「正しい解釈」という立場を堅持している。それゆえ、マルクスの限界をそのまま引き継ぐことになるし、したがってその成果も限定されたものとなった。

しかしながら、内海氏の議論に独自性がないわけではない。マルクスの労働時間論を、通常の場合のように、『資本論』第1巻第8章「労働日」の第1節の論理だけで解かず、第5節の論理と合体させて論じていることである。まず内海氏は、マルクスの労働時間論を7点に要約している。その中で6は労働強度の問題と関係しているのでここでは割愛し、1～5の点を見ておこう。1は、労働時間を無制限に延長しようとする資本の衝動であり（第1節関係）、2は、その延長の肉体的・精神的限度である（第1節関係）。3として、内海氏は次のように書いている。

労働時間がこの限度をこえて延長されると、労働力の再生産が阻害され、労働寿命が短縮される。個別資本はそれを意に介さないが、労働寿命の短縮は、労働力の日価値の増大、したがって必要労働時間部分の増大をもたらすという形で、資本に

マルクスの標準労働日論をめぐる諸論争（森田）

復讐する。剩余労働時間を延長するための労働時間の延長は、それがある限度をこえると、かえって剩余労働時間の短縮をもたらす。このようにして資本制生産はそれ自身のうちに標準労働日への要求を内在していると解される⁽¹⁷⁾。

これは、マルクスが「労働日」章第5節で述べていた論理（法外な長時間労働→労働者の寿命の短縮→労働力の損耗費と補填費の増大→労働力価値の増大）を踏まえたものであるが、内海氏の議論では第1節での論理のあいだに挿入されている。ただし、『資本論』の記述では、「剩余労働時間を延長するための労働時間の延長は、それがある限度をこえると、かえって剩余労働時間の短縮をもたらす」とまでは述べられていない。それはさておき、「4」として、内海氏は、「ここに内在している標準労働日というのは……肉体的限度ぎりぎりのものであり、精神的限度などは全然無視したものにすぎない」とし、「このような標準労働日への内在的 requirement」も、過剰人口状態においては実現されえない、と述べている。これも第5節で展開された論理である。その次に、内海氏は第1節の論理に戻り、「5」として、例の資本家と労働者とのそれぞれの同等な「商品交換の論理」を持ち出し、「同等な権利と権利とのあいだでは力がことを決する」として、標準労働日をめぐる階級闘争の必要性を論じる。

この論理の流れは、標準労働日を最大労働日に還元する立場をマルクスよりも純化した結果であろう。本論で明らかにしたように、『資本論』では、「同等な権利と権利とのあいだでは力がことを決する」という論理を持ち出す文脈（本論で「第3の部分」と呼んだ部分）の冒頭において、労働日の諸制限とは別に標準労働日のグレンツェの決定をめぐる問題が存在するかのような論理が見られた。しかし、内海氏は、マルクスの記述にあったこの冒頭句を要約から排除し、代わりに第5節の論理を挟むことによって、商品交換法則による規定性をより明確なものとするとともに、この「同等な権利と権利とのあいだの」闘争を最大労働日をめぐるものであるとより明示的に根拠づけている。だがそれによって、別の矛盾が生じる。一方では、第5節の論理にのっとって、労働日が反自然的に延長される場合には労働力価値が増大し、したがって資本主義はそ

れ自身のうちに標準労働日への要求を内在させているという論理を持ち出しながら（もしそうなら、商品交換法則にもとづいても労働日の制限論は正当化できることになる），他方では、第1節の論理にもとづいて、労働者を何時間働かせようともそれは商品交換法則にのっとっているとする資本家の言い分を無批判に持ち出していることである。矛盾したマルクスの記述を無矛盾なものとして再解釈しようとして別の矛盾に陥ったわけである。

さらに内海氏は、現実の労働日は労働日の最大限と最小限とのあいだのどこかの点で労働者階級と資本家階級との闘争によって決まるとする宮川實氏の見解を紹介し、それに批判を加える。この宮川氏の見解は、標準労働日と最大労働日とを事実上区別している点で正しいが、他方で、標準労働日を単に、最大限と最小限とのあいだに挟まれた一定の大きさの労働日に還元している点で、典型的に「第2の還元」論を体現するものである。それに対して内海氏は次のように批判する。

労働日はこのように離れた距離にある2つの点〔労働日の最小限と最大限のこと〕の間のどこかに決まるのではない。それは、肉体的限度と精神的限度という・ともに弾力性を持った二重の限界のどの点に労働日の線を引くかという問題なのである。これらの限界、とくに精神的限度はすぐれて歴史的・社会的な存在であるから、限度それ自体が社会的条件によって変動する。それは労働力の価値がそうであるのと同じである。したがってこの限界の決定は、不斷に労資の抗争によって更新されなければならないのである⁽¹⁸⁾。

このように内海氏は、労働日というのは（したがって標準労働日も）労働日の最小限と最大限の範囲内のどこかに決まるのではなく、弾力性のある最大限それ自体の幅のどこかで決まるのだと述べている。こうして、内海氏の理論は、「第1の還元」論の立場から「第2の還元」論を批判することによって、かなり自覺的に標準労働日を最大労働日に還元する議論となっているのである⁽¹⁹⁾。

（2）萩原進氏の労働時間論

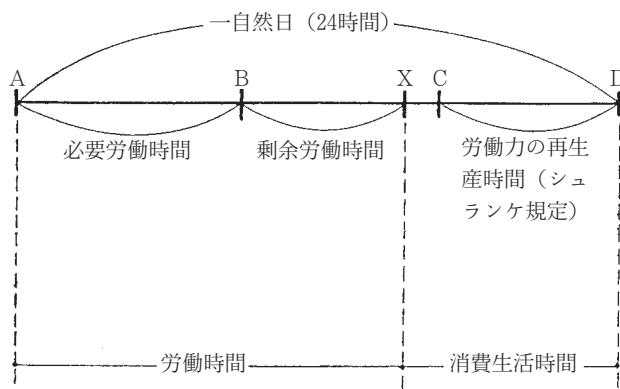
萩原進氏は、それまでの『資本論』研究ではほとんど議論の対象とされてこなかった『資本論』における労働日の問題に批判的にアプローチし、「労働日のシュランケ規定」と「労働日のグレンツェ規定」を区別するという重要な理論的貢献をなした。しかしながら、このせっかくの区別論の意義は結局、氏自身によって否定されてしまっている。

萩原氏は、この問題を論じたその主たる論文「『資本論』の労働時間論」において、『資本論』の労働日論における「ミニマール・シュランケ（最小限度）」と「マキシマール・シュランケ（最大限度）」に関する記述を紹介し、あれこれと批判をしている。その中ではとくに、後に紹介する山本哲三氏のマルクス批判と同じ問題意識、すなわち、労働日の決定メカニズムを資本の蓄積過程に即して具体的に明らかにするべきだと認識が示されている。しかし、この問題についてはまさにその課題に取り組んだ山本哲三氏の著作を検討するときに検討するとして、ここでは取り上げない。萩原氏の論文において核心となっているのは、「労働日のグレンツェ規定」を取り上げた箇所である。その冒頭、萩原氏はこう述べている。

労働日のシュランケ規定をふまえて、労働日のグレンツェ規定が展開されるが、『資本論』の労働時間論において混乱の最もはなはだしいのはこのグレンツェ規定であるといってよい。マルクスは、労働日のグレンツェ規定とシュランケ規定とを峻別しており、両規定のうち前者のグレンツェ規定が優位しているところに、マルクス労働時間論が勢力説（マハト・テオリー）とされるゆえんがある。グレンツェ《Grenze》とシュランケ《Schranke》という2つの言葉は、『資本論』第1巻第8章において同意語として使われる場合もないわけではないが、少なくとも第8章第1節においては明瞭に区別されて使用されている⁽²⁰⁾。

まず第1に、マルクスが「労働日のグレンツェ規定とシュランケ規定とを峻別して」いるという前提が一面的である。たしかに、本論で明らかにしたように、『資本論』においてマルクスは両者を区別するような記述をしているのだが、それで首尾一貫させているわけではないし、また区別している場合でも、その区別は中途半端に終わっている。だからこそ、萩原氏自身が後で述べるように、マルクスの記述は多様な解釈を許すようなものになっているのである。第2に、「両規定のうち前者のグレンツェ規定が優位しているところに、マルクス労働時間論が勢力説（マハト・テオリー）とされるゆえんがある」という主張も一面的である。マルクスの議論の問題は、標準労働日と最大標準労働日との区別の不明確さゆえに、一方では、一定客観的なものとして存在している「労働日のシュランケ規定」をも階級闘争という「力によって」「ことが決する」かのような記述になっているとともに（そこから「勢力決定説」という非難を招いた）、他方では、標準最大労働日の水準そのものはやはり商品交換法則によって規定しており、したがって、標準労働日もまたそうした商品交換法則によって規定しうるかのような解釈を許す記述になっている点にあったのである。

次に萩原氏は、このグレンツェ規定に関するマルクスの考えがいかなるものであるのかについて、以下の図を示しながら、いくつかの解釈を提示する。



出典) 萩原進「『資本論』の労働時間論」、300頁

マルクスの標準労働日論をめぐる諸論争（森田）

まず第1の解釈は、シュランケの地点（点C）を所与として、最小限と最大限の範囲内（BC間）のどこかにグレンツェ（「境界点X」）が存在するという解釈。第2の解釈は、労働日のシュランケが「弾力性」を持っていることから、シュランケ（点C）そのものをBD間のどこかの地点（グレンツェ）に決定するという解釈（萩原論文では一箇所AD間と書かれているが、BD間の間違いだろう）。第3の解釈は、相対的に固定的なものとして存在するシュランケの点Cを越えて資本が労働日のグレンツェを伸ばそうとするので、労働者がそのグレンツェを押し返してシュランケの点Cに一致させようとするという解釈。この3つの解釈のうち、萩原氏は正しいのは解釈3だとしている。

だが、このグレンツェを標準労働日のグレンツェとしてではなく、単なるグレンツェ（単なる「一労働日」）と理解するかぎりでは、現実の労働日は、シュランケの下に位置することもあれば、シュランケそのものの範囲内にあることもあれば、シュランケの上に位置することもあるだろう。萩原氏の議論の誤りは、標準労働日を抽象的なグレンツェ規定に同一視したうえで、この抽象的なグレンツェと具体的なシュランケとの関係を論じた点にある。

抽象的なグレンツェを問題にするのではなく、具体的に標準労働日を画す境界としての特殊なグレンツェと、最大労働日を画す制限としてのシュランケとの関係を問うならば、萩原氏の提示した3つの解釈は、最大労働日の範囲と標準労働日の範囲とを明確に区別する解釈1と、標準労働日を最大労働日に、あるいはその範囲内に解消する解釈2および3という2つのグループに分かれるだろう。解釈2と解釈3は別に対立しない。しばしばシュランケを越えて延長される労働日のグレンツェを、一定の幅を持ったシュランケの範囲内のどこかの位置に制限するということは、十分ありうる。だが、実を言うと、マルクスの解釈としては、解釈2も解釈3も不十分である。本論で詳細に明らかにしたように、マルクスにあっては、シュランケの範囲そのものうちに内的区別が設けられている。短期的には遂行可能でも、それを長期的に遂行すれば労働力の正常な耐久期間を短縮する限界を画するシュランケ（短期的シュランケ）と、長期的に遂行しても労働力の正常な耐久期間を短縮しない範囲を画するシュラ

ンケ（長期的シュランケ）である。マルクスが、標準労働日の範囲として考えていたシュランケは後者の長期的シュランケだけであり、したがって、マルクスは、標準労働日の上限が、労働日のシュランケの範囲のうちより下限に近いある地点以下に、すなわちわれわれの言葉で言えば、標準最大労働日の上限以下に来なければならないとみなしているのである⁽²¹⁾。

だがマルクスの真意の正しい解釈という以上に重要なのは、現実の正しい解釈である。そして、本来取るべきであった立場はもちろん、両者を明確に区別する解釈1でなければならない。さらに、解釈1だけでもまだ不十分である。まず第1に、点Xが動く範囲はBC間ではない。まず上限に関して言うと、C自身が一定の幅を持って存在しており、その幅の中の下限により近い地点、すなわち長期的シュランケ（C'をしておこう）が上限である。次に下限に関してだが、それは、点Bではなく、それよりもやや上にある地点、すなわち資本主義的小労働日の地点（B'をしておこう）である。したがって、点Xが動く範囲はBC間ではなく、B'C'間である。第2に、標準労働日というのは労働日の資本主義的小限と労働日の標準的最大限とのあいだのどこかの地点ないし境界（グレンツェ）に位置するという特定の量的範囲規定を持った労働日というだけでなく、「1日分の労働力価値」に見合う標準的な「1日分の労働時間」として社会的に（最終的には法的に）承認された労働日という質的に特殊な規定性をもったグレンツェである。したがって、マルクスに対する批判としては、標準労働日を標準最大労働日と異なる量的範囲規定を持った労働日としてより明確に規定すべきであったと言うにとどまらず、それより進んで、労働日のシュランケ規定とは異なる標準労働日の独自の質的グレンツェ規定へと進むべきだったというものでなければならない。

しかし、萩原氏が引き出す結論は正反対である。萩原氏はせっかく、労働日のシュランケ規定と労働日のグレンツェ規定とを区別しながら、その結論においてはこの区別の必要性を否定してしまう。

マルクスは、剩余価値論の展開の前提に、労働力商品の価値どおりに売買される

マルクスの標準労働日論をめぐる諸論争（森田）

という前提を置いている。この前提は、簡単化のための前提としては、必要な前提と言ってよいだろう。ところで、労働時間論の展開において、労働日の長さは、一自然日から労働力の再生産に必要な生活時間を引いた残りの時間の長さで決まる、と前提してなぜいけないのであろうか。むしろ、労働日の長さをこのように規定した方がはるかに科学的である。マルクスは、労働日のシュランケ規定を与えておきながら、商品交換法則に媒介されたグレンツェ規定——いわゆる勢力説——によって、シュランケ規定を十分に生かしていないばかりでなく、グレンツェ規定によってシュランケ規定を無用化させ台無しにしてしまっているとさえいえるのである。労働時間論の中心テーマはシュランケ規定にあり、マルクスのいわゆるグレンツェ規定はシュランケ規定に解消される必要がある⁽²²⁾。

ここに示されているのは、労働日の独自のグレンツェ規定を明確に否定して、「第1の還元」論を徹底することである。マルクス自身のうちにあった、正しい標準労働日論へといたる道筋を自覚的に否定することで、「第1の還元」論に一元化したのである。

第3節 標準労働日の「一定の大きさの労働日」への還元

標準労働日を標準的ないし非標準的な最大労働日と区別し、標準労働日を基本的に労働日の最小限と最大限（それをどのように把握するかは別にして）とのあいだに位置する労働日とみなす立場もしばしば『資本論』研究者のあいだに見出すことができる。しかし、この立場にあっては、標準労働日の規定がそれ以上進まず、ただ労働日の最小限と最大限とのあいだに位置する「ある一定の大きさの労働日」（単なる「グレンツェ」としての標準労働日）にすぎない。逆に、標準労働日を種々の最大労働日と混同する人々にとっては、標準労働日は單なる「一定の大きさの労働日」ではなく、「労働日のシュランケ規定」に厳密に規定された質的に特殊な労働日であった。つまり、「最大労働日」（労働日のシュランケ規定）と「一定の大きさの労働日」（労働日のグレンツェ規定）という2つ

の労働日規定のうち、標準労働日をシュランケ規定と混同する人々は、標準労働日とグレンツェ規定とを区別し、逆に、標準労働日とシュランケ規定とを区別する人々は、今度は標準労働日が単なるグレンツェ規定に還元されている。ここに見出せるのは、A、最大労働日、B、標準労働日、C、一定の大きさの労働日、という3つの労働日のうち、BをAに解消してそれをCと区別する立場と、BをCに解消してそれをAと区別する立場との対立なのである⁽²³⁾。

この後者の立場に立つ論者のうち代表的な人々をここで検討するが、最初に検討する佐武弘章氏は、「個々的基準」にもとづいて労働日を分析し、標準労働日を個々的な「一定の大きさの労働日」と同一視する見方を提示している。他方、2番目に検討する山本哲三氏は佐武氏とは正反対に、むしろ資本の蓄積過程を視野に入れた総労働者の平均労働日を事実上、標準労働日として扱っている。順に見ていく。

（1）佐武弘章氏の標準労働日論

まずもって、『資本論』の「資本の生産過程論」に対する佐武氏の方法的見解を検討する必要がある。その方法的立場が基本的に労働日論をも支配しているからである。佐武氏は、「経済学批判要綱」が同時的労働日という認識を重視していたのに対し、『資本論』においては「基本的には一労働力の労働日に重点をおいて規定している」とし、資本主義社会全体を有機体ととらえれば、『資本論』はそうした有機体レベルないし「全体基準」での分析ではなく、「細胞次元」ないし「個々的基準」での分析であるとして、次のように「資本の生産過程論」の方法的立場を総括する。

かかる細胞次元・個々的基準において把握すれば、資本関係は商品を原基形態として日々新たに成立かつ消滅し、資本制生産過程は労働力が日々新たにそこに入るかぎり日々新たに成立する。したがって、労働日は、必要労働部分を越えて日々新たに延長され、日々新たに規定されねばならぬ。『資本の生産過程論』は、一労働

マルクスの標準労働日論をめぐる諸論争（森田）

力を想定し、その労働力支出に視点をおき、かくて労働日の延長をまずかかる個々的基準において分析していると理解される⁽²⁴⁾。

まず第1に、これは、この論理次元での『資本論』の方法的立場である「個別=一般」に対する無理解から来ている。具体的に搾取の過程や労働日を分析しようと思えば、抽象的な総資本ではなく具体的な個別資本を表象に浮かべ、それを分析の対象にするしかないし、そこでの労働力も最初の分析時点では、抽象的な総労働力ではなく、個別資本のもとにある個別的な労働力でしかない。しかし、その場合の個別資本も個別の労働力も平均的なものとして想定されており、したがって、あくまでも生産過程論のこの段階では「個別=一般」の立場なのであり、その点は「経済学批判要綱」でも『資本論』でも変わらない。したがって、ここで分析されている労働日も、個別労働日=労働日一般としての「個別労働日」である。第2に、「個々的基準」なるものを個別資本に即して想定するならまだしも、個別労働力のみを取り上げることが「個々的基準」だと言うのは行きすぎである。マルクスは『資本論』の剩余価値生産論でも充用労働者数の増大、多数の労働者を分析している。「経済学批判要綱」における同時的労働日論は形を変えて（より量的に純化した形で）『資本論』でも展開されているのである⁽²⁵⁾。

しかし、このような「個々的基準」論にも一定のメリットがないわけではない。それは、標準労働日を平均労働日と区別するという見方に現われている⁽²⁶⁾。この点は、次に紹介する山本哲三氏に対する佐武氏の優位性である。

さて、佐武氏は以上のような方法的立場にもとづいて、必要生活時間によって規定される労働日の最大限についての考察を行なう。その中で、佐武氏は、労働日のシュランケ規定にかかる「最大制限」と、労働日のグレンツェ規定にかかる「最大限界」とを区別した上で、次のように述べている。

労働日の最大限界はかかる最大制限の内部に定まる。『資本の生産過程論』は、まず労働日の最大制限を追及することにより、標準労働日の最大限界を規定してい

ると理解される⁽²⁷⁾。

このように、「労働日の最大限界」が「最大制限の内部に定まる」とされ、それが「標準労働日の最大限界を規定している」と述べられている。これだけなら、標準労働日が最大制限の範囲そのものに位置すると考えているのか、それとも、最大制限の範囲以下のある一定の地点に位置すると考えているのか不明だが、佐武氏の場合、「最大制限」は弾力性のある一定の範囲を持ったものとしては考察されておらず、ひとまとまりの境界線とみなされているので、後者の意味であると解釈することができる。ということは、ここでは標準労働日の量的範囲が最大労働日と区別されて設定されていると見てよいだろう。

しかし、佐武氏は、この「最大制限」を規定するにあたって、労働者の生活時間による限界規定（われわれの言葉で言えば「最大労働日」、佐武氏の言葉で言えば「最大制限Ⅰ」）という『資本論』の「労働日」章でなされている論理次元を超えて、「機械と大工業」章の「交差点論」に出てくる労働強度と労働日との積による労働支出の最大量という別の観点を入れてくる。この最大支出量によって画される労働日の最大限を佐武氏は、「最大制限Ⅱ」と呼んでいる。本来、労働強度を所与として労働日の規定を与えなければならない場面で、労働強度の問題を入れてくることは問題を不必要に複雑にすることであるが、この佐武氏の議論で特徴的なのは、この労働強度との積で決まる最大支出量論が、「労働日」章で論じられた労働力の生涯耐用期間の問題と結びつけられていることである。

したがって、労働支出の総量の限界を超える労働日の延長は、「労働者の生活期間かくて労働力の寿命を短縮し」……、労働者の「生命力の根源を襲う」ことになる⁽²⁸⁾。

つまり、われわれの言葉で言えば「長期的シュランケ」を規定するのがこの最大制限Ⅱだということになる。したがって、労働強度の問題が入ることで問

マルクスの標準労働日論をめぐる諸論争（森田）

題が複雑化しているとはいえる、とりあえずこの強度の問題をおいておけば、佐武氏の言う最大制限Ⅰと最大制限Ⅱというのは、事実上、われわれが区別した短期的シュランケと長期的シュランケにそれぞれ該当する概念だということになるだろう。そして、佐武氏は、標準労働日をこの最大制限Ⅱからも区別して考える。佐武氏は、最大制限Ⅱ < 最大制限Ⅰ、という関係を前提して次のように述べている。

最大制限Ⅱ以内に標準労働日が規定されるならば、ここに労働者にとっての「自由な時間」の可能性が与えられる。それは、資本制生産様式のもとでの労働力の発展の時間的な条件を意味する⁽²⁹⁾。

このように標準労働日が「最大制限Ⅱ以内」に規定されるならば、「自由な時間」の可能性が与えられるとしている。こうして、佐武氏は、標準労働日を、短期的シュランケ（最大制限Ⅰ）とも、長期的シュランケ（最大制限Ⅱ）とも異なり、後者の最大制限Ⅱ未満のどこかの地点で決定されうる労働日であると考えていることになる。だからこそ、生活時間とは異なる自由時間が発生するのである。ここでは標準労働日と標準最大労働日との区別は明白である。だがこの「自由な時間」は可能性にすぎない。何がこの可能性を現実性に転化するのか？　ここで佐武氏は、『資本論』と同じく階級闘争の論理を入れてくる。

標準労働日は、個々的基準における商品交換の法則によるかぎり不定であるが、労働力の再生産を視野のうちに規定されうるものである。とはいえる、労働力の再生産には萎縮的再生産もあり発展的再生産もある。労働力の再生産を視野においても労働日は一義的には規定されえない。しかし、労働力の再生産を萎縮的再生産または発展的再生産のいずれたらしめるかは、一つに個々の労働日の長さにかかっている。かくて、標準労働日の規定は、種族維持・発展を視野におく労働者階級の闘争の結果として確立されるより他ない⁽³⁰⁾。

ここで佐武氏は、まず第1に、法則決定説論者とは逆に、標準労働日は「個々的基準における商品交換法則によるかぎり不定」だとしている。なぜなら、佐武氏にあっては、標準労働日は標準最大労働日と同一ではなく、その制限よりも短いある一定の地点に存在するものだからである。第2に、労働力の萎縮的再生産か発展的再生産かを決定するのが、「個々の長さの労働日」であるとし、「かくて」として、「標準労働日の規定は……」と続いていることから明らかなように、「個々の長さの労働日」と標準労働日とが事実上等置されている。第3に、労働力の発展的再生産が可能になる場合とは、佐武氏自身が言うように、標準労働日が制限IおよびII未満の水準にあって、単なる生活時間を越えた「自由時間」が存在する場合である。ここでも標準労働日は明らかに標準最大労働日と区別されて、それよりも短い一労働日だとされている。第4に、商品交換法則によっては規定されえない標準労働日を規定するものは結局、「種族維持・発展を視野におく労働者階級の闘争」だけであるとされており、社会的承認の契機なしの階級闘争による標準労働日の決定論が説かれている。

以上見たように、この佐武氏の議論にあっては、階級闘争をそれほど強調していないとはいえ、事実上、「第2の還元」論に即した勢力決定説的立場が提示されていると言えよう⁽³¹⁾。佐武氏の言う標準労働日とは、最大制限I（短期的シュランケ）と最大制限II（長期的シュランケ）未満にある一定の大きさの労働日であって、それ以上の規定は何もなく、それを決定するのはただ「種族維持・発展を視野におく」階級闘争だけであると結論づけられている。以上の立場は結論部分にある以下の文言によってより明瞭となる。

かのように労働力の再生産およびその発展を視野のうちに、『資本の生産過程論』は労働日という概念を一労働力の個々の労働日について規定している。ここに、個々の労働日は日々新たに必要労働部分を越えて延長され、標準労働日は日々新たに規定されねばならぬ。少くとも、理論的にはかく把握される⁽³²⁾。

このように、標準労働日とは単に、日々、必要労働時間を越えて各種の制限

未満で——労働力の再生産およびその発展を視野のうちに——決定される一定の大きさの労働日ということでしかないのである。

（2）山本哲三氏の標準労働日論

佐武氏が「個々的基準」を重視するのに対し、山本哲三氏は資本の蓄積過程によって総体的かつ純経済的に規定される労働日を問題にする。山本氏の立論の主要な部分は基本的に同じ宇野派の萩原進氏の議論に立脚しているが、一方では、萩原氏の議論にすでにあった、階級闘争や歴史的・文化的要素という非「純経済的」要素の排除という姿勢をより徹底するとともに、他方では、結局のところ労働日のグレンツェ規定をシュランケ規定に還元していた萩原氏とは反対に、シュランケ規定とは異なるグレンツェ規定を前面に押し出している。この点のヒントとなっているのは、萩原進氏が、「労働日のシュランケ規定」を商品の価値規定に比定し、「労働日のグレンツェ規定」を商品の価格論に比定した議論である⁽³³⁾。この価格論としてのグレンツェ論を全面展開しようとしたのが、山本氏の労働日論であると言える。だがそれによって、山本氏の議論にあっては、標準労働日の独自の意味は完全に消えてなくなり、ただ最小限と最大限との範囲内に位置する「一定の大きさの労働日」がいかに経済的かつ法則的に（資本蓄積と景気循環を通して）決定されるのかという問題が論じられているだけである（法則決定説）。標準労働日が最大労働日に還元されている場合には、単なる労働日一般とは異なるその特殊な規定がまだ生きているが、標準労働日が「一定の大きさの労働日」に還元される場合には、そのような特殊性が完全に消失し、労働需要と労働供給との関係によって決定される無規定な「労働日」（それはなお「標準労働日」と呼ばれているのだが）しか残らないことになる。

山本氏はまずもって、宇野派の論客らしく、経済過程への階級闘争や歴史的・文化的要素といった「経済外的要素」の導入に対する猛烈な攻撃から自己の論文を開始する。

階級間の力関係による労働日の決定という所説は、労働日の決定メカニズムの経済学的解明を、最初から放棄した地平で成立する、自己完結的なイデオロギーにはかならない⁽³⁴⁾。

だが、資本が自ら労働力の価値を規定できることは、一体何を意味するのか。それは、資本が労働力商品を形態的に把握できず、資本主義はその根本において他律的でしかなく、一社会として体制的に自立しえないことを意味するものにほかならない。すなわち労働力の価値が純経済的に規定されないということは、資本主義は法則的に把握されないということと同義でしかなく、不可知論（！）への後退を意味するものにすぎない。最大限規定への「文化水準」の導入も、それと全く同様である⁽³⁵⁾。

もっぱら階級闘争によって労働日を決定しようとする岩田弘氏の議論と好一対をなすこうした立場は、宇野派におおむね共通する見方、すなわち、原理的な意味での資本主義を完全に自律的かつ自己完結的に存在する純粹に物象的な経済過程と理解し、その過程から階級闘争や国家による法律の関与を原則的に排除しようとする見方にもとづくものであるのは言うまでもない⁽³⁶⁾。このような見地は、当然ながら、生産過程における労働者のまったく主体性喪失、まったく従属化という議論にまで行き着く。

労働者は生産過程で「所有」者ではありえず、「権利」者でもない。いったん雇用契約を締結すれば、労働者は資本の指揮権の下に従属し、準備された労働環境・労働条件（＝職制）のなかで与えられた労働をする以外にない。もちろん労働者の合意がなければ、生産過程は実現されないが、〔労働力〕売買を契機に既にここでは労働者が主体性を喪失し、その労働の内容には無関心になっている。資本家による労働力の消費に制限が含まれているといっても、それは、労働力は労働者に保有され続けるしかないということに基づくものであって、この保有関係から直接労働者の権利が形成されるものではない⁽³⁷⁾。

マルクスの標準労働日論をめぐる諸論争（森田）

一方では、権利発生の契機をもっぱら私的所有者としての交換過程（労働力商品の売買過程）にのみ求め、他方では、生産過程を労働者のまったく物象化と従属化の世界として把握するならば、労働者の固有の権利や主体性の契機はいっさい生産過程に見出されないことになるだろう。これこそまさに、資本の人格化たる資本家の意識に映じるままの「自己完結した物象化」の世界そのものである。山本氏が後に新自由主義的な理論家に転回していく軌跡の端緒をこうした議論の中に見ることができるかもしれない。

しかし、いずれにせよ、ここでの山本氏の議論は二重に誤っている。まず第1に、私的所有者としての契機に即して、労働者には資本家による過度な消費を制限する権利が発生する。労働者が資本家に売ったのは労働力の本体ではなく、一定の時間を限定した労働力、より具体的には「1日分の労働力」にすぎない。したがって、その使用の過程を監視し、この制限を越える使用を禁止する固有の権利は、まさに労働力商品の所有者としての資格から生じる。時間決めで使用価値が売られる労働力商品の場合、売買過程の全体は、最初の形式的な売買契約で完結するのではなく、それは生産過程の内部に食い込み、労働そのものが終了するまで継続する。「使用価値の形式的譲渡と買い手へのその現実的引渡しが時間が離れている商品の場合」(K I, 227頁, S.188)には、その現実的譲渡が終了するまで（そしてそれに対する支払いがなされるまで）、売買の過程は完結しないのである。したがって、労働者は、多くの『資本論』研究者（とりわけ物象化論者）が思い込んでいるのとは反対に、生産過程においても私的所有者として「権利主体」であり続ける。物象化され疎外されるのは、単に彼の一定期間中の労働だけである。その労働の発生源たる労働力本体の所有者として、労働者は、その使用の仕方、程度を絶えず監視し、契約を超えた使用を禁止することができる。

第2に、私的所有者としての資格をはるかに越えた人間としての資格に即しても、労働者には固有の権利が存在するし、それは生産過程であろうとけっして消失しはしない。それは、人格の平等と自由を建前とする近代ブルジョア社会において、複数の人間が何らかの関係を持つかぎり、有効であり続ける。第

1の「私的所有者としての権利」は、時間決めで売られるあらゆる商品の所有者に妥当することであるが、第2の「人間としての権利」は、売られる商品がまさに生きた人間と一体の商品であるという「労働力商品の特殊性」にもとづいている。そして、標準最大労働日を資本家に守らせようとする労働者の要求の正当性は、第1の権利資格から直接出てくるのに対し（もちろん第2の権利資格からも正当化可能である）、標準最大労働日よりもずっと短い標準労働日を確立しようとする労働者の要求の正当性は、第2の権利資格から「社会的承認」という契機を媒介にして出てくる。どの水準をもって「標準」とするかは、どの水準が人間としての存在の仕方にふさわしいかという社会的意識に依存するからである。

次に、山本氏の労働日規定をもう少し具体的に見ていく。氏の議論は非常に錯綜しており、あちこちで相互に矛盾したことを言ったり、同じ議論が何度も繰り返されたり、あちこちに議論が飛んだりするため、その真意を理解することは非常に難しいが、その核心部分だけを押さえておこう。まず山本氏は「労働日のシュランケ規定」について議論をする。その結論はこうである。

すなわちこの次元〔労働日論〕では、労働日にはそれ以上の短縮・延長を阻止するシュランケが存し、労働日の流動化はその範囲をでないということが、労働力商品の特殊性に即して認識されていればよいのである⁽³⁸⁾。

この客観的に存在するシュランケさえ労働者による激しい闘争なしには守られないし、またそのシュランケ自身が一定の弾力性を持っているので、そのシュランケのより非人間的な水準とより人間的な水準とが存在するという点を無視しないし否定している点で、この主張は正しくないが、しかしそれと同時に、明確に最大労働日（シュランケ規定）と区別する形で、そしてその限界の範囲内で標準労働日（山本氏にあってはしばしば「労働日一般」になっているのだが）を考察する枠組みを設定している点では正しいだろう。

次に山本氏は「労働日のグレンツェ規定」に話を進める。そこでの結論は典

マルクスの標準労働日論をめぐる諸論争（森田）

型的に標準労働日を「一定の大きさの労働日」に還元する議論である。

したがって、労働日のグレンツェは、シュランケに制約された、その限度内での一定の大きさとして定立される。……したがって、労働力の価値が等価で交換されると前提されるように、その使用価値規定にあってもノーマルな消費が前提されなければならない。実際、それこそ剩余価値の秘密の暴露にとって基本的な条件をなすのである⁽³⁹⁾。

つまり「労働日のグレンツェ規定」とは単純に「シュランケに制約された、その限度内での一定の大きさ」でしかない。それ以上の規定は何もなく、氏の言う「ノーマルな消費」の「ノーマル」についての質的規定は何ら見られない。

次に山本氏は、ではこの労働日のグレンツェは何によって決定されるのかを論じる。ここにこそ氏の議論の真骨頂がなければならない。階級闘争による「勢力決定説」に対してあれほどの悪罵を投げつけ、労働日は純経済的に決定されなければならないと豪語していたのだから、その決定メカニズムはさぞかし精巧な経済的メカニズムとして解かれているのだろうと期待されるところである。だが、その決定メカニズムは実に単純な景気循環を媒介した需給決定説なのである。氏は言う、好況の時には労働供給に対して労働需要が増大し、労働側が有利になるから労働日は短くなる、それに対して恐慌および不況の時には労働供給に対して労働需要が小さくなり、労働側が不利になるから労働日は長くなる、そしてこの景気循環過程を通して結局、労働日の長さは中位の活況期における労働日の長さに収斂する、というのである。

労働日は、以上みてきたように、景気の循環に即して変動するのであって、標準労働日は、理論的には、この景気循環過程全体をとおして決定されることになる。そしてその長さは、生活水準の場合と同じく、ほぼ中位の活況期の労働日に相当するといえよう⁽⁴⁰⁾。

大山鳴動して鼠一匹とはこのことである。労働日は好況期に短くなり、恐慌期や不況期には長くなり⁽⁴¹⁾、したがって標準労働日は中位の活況期の労働日の長さに相当する…と⁽⁴²⁾。まず第1に、このような決定論はいったい、商品の価格は需要が供給を上回るときには高くなり、供給が需要を上回るときには安くなり、結局、需要余供給とが一致する点で商品の価格が決まる、という俗流経済学的価格決定論とどう違うのか？問題はまさに、その需要・供給が一致したときの商品の価格の大小、その絶対的大きさがいったい何によって決まるのか、である。それを規定するものこそ、解明すべき経済的メカニズムであろう。労働日に関しても同じである。中位の活況期の労働日の長さそのもの、その絶対的大きさはいったい何によって決定されるのか？それを階級闘争も、歴史的・文化的水準もまじえずに説明してこそ、「労働日の長さは、まったく意味において、純経済的に規定されうるのである」と豪語できるのだ。だが、その肝心なメカニズムについて山本氏は何も語ってくれないのである⁽⁴⁴⁾。

第2に、こうした景気循環過程を通して決定される労働日は、独自の意味を持った標準労働日ではなく、単なる「平均労働日」にすぎない。佐武氏にあっては、標準労働日と平均労働日とは明確に区別されていた。しかし、山本氏にあっては、標準労働日とは要するに平均労働日のことにすぎない。そして、その平均値そのものはいったい何によって規定されるのかはまったく不明なのである。

註

- (1) 本稿で「本論」という場合、それは本誌掲載の「マルクスの標準労働日論とその限界」を指す。
- (2) 私自身も、剩余価値論についての一連の論文を書き始めた最初のころは、「第2の還元論」に陥っていた——「標準労働日とは、一定の強度と十分に生活可能な一定の労賃のもとで、労働者の正常な労働可能年数を侵食しない範囲での一定の日労働時間のことである」(森田成也『労働の強化』と絶対的剩余価値生産』、『一橋論叢』第131巻6号、2004年、598頁)。
- (3) 大河内一男『社会政策の基本問題』(第3版)、日本評論社、1947年、175~176頁。

マルクスの標準労働日論をめぐる諸論争（森田）

最初に執筆されたのは戦前。戦後の著作でも同じ主張が繰り返されている。「資本に対する労働者階級の『抗争』は、ただかかる社会的総資本の合理性を反省せしめる契機となるにすぎない」（大河内一男『社会政策論の史的発展』、有斐閣、1972年、169頁）。

- (4) たとえば、大河内一男『社会政策（総論）』（新訂）、有斐閣、1959年、223～224頁。前掲『社会政策論の史的発展』、170頁。
- (5) 前掲『社会政策論の史的発展』、137頁。
- (6) 同前、139頁。
- (7) 同前、307～308頁
- (8) 同前、140頁。
- (9) 同前、153頁。
- (10) 同前、154頁。
- (11) 同前、187頁。
- (12) 同前、279頁。
- (13) 岸本英太郎『社会政策論の根本問題』、日本評論社、1950年、89～90頁。
- (14) 同前、263頁。
- (15) 岸本英太郎『社会政策論序説』、弘文堂、1949年、85頁。
- (16) 前掲『社会政策論の根本問題』、90頁。岸本氏は、大河内理論を否定するあまり、労働力保全をめぐる総資本と個別資本との利害対立の存在そのものさえ否定している——「資本制それ自身が、本来的に、労働力に対して非合理的なものではないであろうか。社会的総資本は、剩余労働に対する無制限な渴望をもつ個々の資本の総体としてのみ存在するのではないであろうか」（同前、96頁）。これは大河内氏の理解の対極に立つものであるが、マルクス自身の立場はその中間にある。マルクスは、総資本と個別資本との利害の対立を認めつつ、直接的には個別資本としてしか存在しない資本は、この全個別資本の直接的利益に反してまで資本総体の利益を実現する能力を本質的に欠いているとみなしている。その典型例が労働日をめぐる資本の傾向であり、それゆえ、社会的に強制されないかぎり、総資本の利益さえ守れない、ということであろう。このことが意味するのは、資本主義のシステムはそれ単独では存続・繁栄しえないのであり、社会の中に埋め込まれ、労働組合や社会立法をはじめとする社会的諸装置に囲まれ制御されてはじめて、資本主義そのものの存続と繁栄も可能になるのだということである。逆に言えば、階級闘争および社会の側の制御能力が弱くなり、資本それ自身がそうした社会的諸装置を破壊しだし、それ自身のむき出しの論理を貫徹しようとすると、資本は己れを文明もろとも破滅へと引きずり込むようにな

るだろう。このとき、ローザ・ルクセンブルクがかつて言ったような「社会主義か野蛮か」という選択肢が人類の前に突きつけられるのである。

- (17) 内海義夫『労働時間の理論と問題』、日本評論社、1962年、6頁。
- (18) 同前、30頁。
- (19) 商品交換法則にもとづいて自覺的に標準労働日を標準最大労働日に還元する見方としては他に、頭川博氏と吉田鉱氏がいる。まず頭川氏は、例の「二律背反」論についてかなり特異な解釈を提起した上で、結論として標準労働日について次のように述べている——「標準労働日は彈力的な幅を持つ労働日の最大限度上に存在して単に正常な寿命を大幅に短縮しないぎりぎりの長さの労働時間をいうにすぎない。……標準労働日とは労働力商品の価値通りでの販売を保証する長さの労働日である」(頭川博「労働力商品と標準労働日」、『高知論叢(社会科学)』第28号、1987年、47~48頁)。「労働日の最大限度上に存在して単に正常な寿命を短縮しないぎりぎりの長さ」とあるように、ここでの標準労働日は明らかに標準最大労働日のことである。頭川氏は、1861~63年草稿における標準労働日論をも自説の根拠にしているのだが(同前、41~42頁で1861~63年草稿から2箇所引用しているが、それは明白に、標準労働日を標準最大労働日に還元している文言である)、1861~63年草稿から『資本論』にかけて標準労働日論そのものが修正されたことをまったく理解していない。同じく、吉田氏も次のように述べている——「労働日をできるかぎり延長しようとする資本家の権利主張についての叙述は、労働力商品を一般商品と同一視する資本家の意識に即したものであり、原理的には、労働力商品を特殊な商品……として規定した上で、その商品の価値通りの交換における特殊な条件——『平均労働者が合理的な労働基準の下で生きていくことのできる平均期間』のあいだ労働力所有者であることを保証——を満たすものとしなければならない。つまり、標準労働日の制定は、労働力商品についての価値法則の貫徹の結果として与えられるのである」(吉田鉱「労働力商品と労働日」、『宇都宮大学教育学部紀要・第1部』第42号、1992年、傍点引用者)。この傍点部分にも示されているように、このタイプの還元論に特徴的なのは、標準労働日の決定における階級闘争の固有の役割を事実上抹消して、商品交換法則によって結局は標準労働日が決定されているとする「法則決定説」が支配的であることである。頭川氏の場合も、標準労働日は本質的に商品交換法則によって客観的に規定されており、したがって階級闘争は単にこの商品交換法則を貫徹するための媒介者としての役割を果たすにすぎない——「標準労働日は、商品交換法則の手の届かない聖域で階級闘争により決定されるのではなく、階級闘争が商品交換法則の媒介者として機能するその必然的帰結であるとみるべきである。……かくして、労働力商品に対して価値通りでの販売を

マルクスの標準労働日論をめぐる諸論争（森田）

保証する標準労働日は、階級闘争により直接規定されるのでは全然なく、階級闘争の圧力に伴う商品交換法則の貫徹により成立する……」（頭川前掲論文、47～48頁、傍点引用者）。ちなみに、吉田氏は、マルクスが述べた例の「二律背反」論については頭川氏と違って批判的であり、資本家の権利主張がはたして商品交換法則によって保障された権利と言えるのかという疑問を提出している（吉田前掲論文、72頁）。商品交換法則にもとづく法則決定説の立場に立つのなら、当然、マルクスの「二律背反」論は受け入れがたいものであろう。逆にいえば、頭川氏のように、商品交換法則にもとづく法則決定説に立ちながら、マルクスの「二律背反」論も全面的に受け入れているのは、首尾一貫性に著しく欠けると言うべきである。

- (20) 萩原進『『資本論』の労働時間論』、『経済志林』第38巻3・4号、1971年、299頁。
- (21) この点について詳しくは、本論を参照せよ。
- (22) 萩原前掲論文、306～307頁。傍点は引用者。
- (23) もちろん、「対立」と言っても、論者たちが標準労働日についてかなり厳密に規定しようと努力した場合にのみ現われる「対立」であって、多くの論者は、どちらともつかない曖昧な規定で満足しているし、この2つの還元論に交互に陥っている事例も見られる。たとえば、注19で紹介した頭川博氏は、1987年の論文では標準労働日を、労働者の「正常な寿命を短縮しないぎりぎりの長さの労働時間を言うにすぎない」と規定しているように、明らかに標準労働日を標準最大労働日に還元しているのだが、2007年の論文では逆に「第2の還元」論に陥っている——「商品交換の法則からうまれる両者ともに正当な二律背反の権利対権利は、階級闘争を媒介として、両者の母胎である価値法則そのものを貫徹させる。その結果、すくなくとも労働力の標準的な耐用期間は労働可能な長さの労働時間をあらわす標準労働日が創造される」（頭川博「労働日の短縮と労働強化」、『高知論叢（社会科学）』第89号、2007年、76頁）。「すくなくとも労働力の標準的な耐用期間は労働可能な長さ」という規定は、長期的シランケの範囲内に収まるすべての労働時間にあてはまる。それ以上の標準労働日規定が存在しないのだから、この規定にあっては標準労働日は明らかに、労働日の最大限と最小限に挟まれた「一定の大きさの労働日」でしかない。頭川氏は、正常な寿命を短縮しない「ぎりぎりの長さ」という規定から「すくなくとも」こうした正常な寿命を短縮しない長さという規定へと標準労働日論を転換したのだが（「第1の還元」論から「第2の還元」論への転換）、本人はこの転換をまったく意識していない。頭川氏は先に引用した「労働日の短縮と労働強化」の一節に注をつけ、「先行研究では、初心者が『資本論』を読むさい一番知りたいキーワードが未解決のまま素通りされるというなんとも不可解な事態が少なくない。その代表的なサンプルが標準労働日という

タームである」(同前, 78頁)といしさか得意気に述べているが, この「先行研究」なるものの中に頭川氏自身が入っていることにまるで気づいていない。

- (24) 佐武弘章『『資本論』の賃労働分析』, 新評論, 1977年, 131頁。
- (25) 『資本論』第1巻第9章「剩余価値率と剩余価値量」を参照せよ。「経済学批判要綱」の剩余価値生産論ではあれほど重視されていた同時的労働日論が, 『資本論』では基本的に単なる量的問題に還元されているのは, 方法論が有機体的観点から個々的観点に転換したからではなく, 「経済学批判要綱」においては剩余価値生産論と資本蓄積論とが分離されておらず, 剩余価値生産論の中に蓄積論が埋没していたのが, 『資本論』においては両者が明確に分離したからである。充用労働者数を増大させることによって生じる固有の質的問題がすべて蓄積論に集中されたために, 『資本論』の「絶対的剩余価値の生産」編では充用労働者数増大の問題は, おおむね量的問題に還元されて論じられているのである。この問題については別稿で詳しく論じる予定である。
- (26) 佐武前掲書, 128頁。
- (27) 同前, 133頁。
- (28) 同前, 140頁。
- (29) 同前, 145頁。
- (30) 同前, 144頁。
- (31) 佐武氏よりもはるかに階級闘争を前面に据えてこの立場を主張している例としては岩田弘氏がいる。氏は標準労働日について次のように述べている——「こうした剩余価値生産の方法〔絶対的剩余価値生産のこと〕は, 現実的には, 標準労働日をめぐる労働者と資本家とのあいだの闘争としてあらわれる。労働日を現実に決定するものは, それを外延的にも内包的にもできるだけ延長しようとする, 労働者にたいする資本の強制と, それにたいする労働者の集団的抵抗とのあいだの力関係, すなわち階級闘争以外には, なにも存在しないからである」(岩田弘『マルクス経済学——資本論, 帝国主義論, 現代資本主義』上, 風媒社, 1972年, 126~127頁)。このように岩田氏は, 標準労働日をめぐる闘争について語りながら, ただちにそれを, 「労働日を現実に決定するもの」というように単なる「労働日」に還元するとともに, それが資本家と労働者とのむき出しの階級闘争によって決定されるとしている。
- (32) 佐武前掲書, 146頁。
- (33) 萩原進「『労働時間の経済学』の方法的考察」, 『一橋論叢』第65巻6号, 1971年, 87頁。
- (34) 山本哲三『資本論と国家』, 論創社, 1983年, 84頁。

マルクスの標準労働日論をめぐる諸論争（森田）

- (35) 同前, 96頁。同論文の最後でも山本氏は改めて科学とイデオロギーの峻別を説き、それが何よりも宇野弘蔵氏の功績にもとづくものであることを力説している（同前, 148～149頁）。
- (36) このような資本主義像は、有井行夫氏の言う「たんなる物象化論」の典型例であるが（参照、有井行夫『株式会社の正当性と所有理論』、青木書店、1991年），このような見方は、階級闘争や国家による法定という要素がどうしても入ってくる標準労働日論とあいいれるはずもなく、宇野派にあっては標準労働日論はいわば鬼門であり、原理論から排除されるか、あるいは、階級闘争や国家による法定と無関係に規定しようとする努力へと導かれる。排除論の典型は本文でも取り上げた萩原進氏であるが、他に本山貞一氏がいる。氏はまず、宇野派の資本主義観を次のように表現している——「いうまでもなく、『資本論』の全体が理論的体系として明らかにしているのは、資本主義が国家の介入を排除して社会的再生産過程を純経済的に自律的に担う機構であるということであった。ところが右の社会政策論争においては、資本主義のこの根本的な特徴が正反対に誤解されてしまったのである」（本山貞一「標準労働日と社会政策論争」、佐藤金三郎・岡崎栄松・降旗節雄・山口重克編『資本論を学ぶ』II、有斐閣選書、1977年、91～92頁）。本山氏は、このような資本主義観にもとづいて、標準労働日の決定論はそもそも原理論の課題ではなく、段階論ないし現状分析論の課題だとしている（同前、92頁）。標準労働日の問題を階級闘争や国家に委ねない形で何とか純経済的に解決しようとする傾向の代表者は、本文で取り上げている山本哲三氏だが、同じような傾向としては他に青木孝平氏がいる——「だがそもそも、資本主義的商品経済を根底的に価値法則の支配に服属せしめ、市民法的意味関係を普遍化せしめるべき根幹である、労働力の価値規定と不可分の労働条件・労働日の決定が、階級闘争にもとづく『国家制定法』に委ねられるというのであれば、マルクス自身、『労働力の売買』を基底にした資本主義的生産関係の自立性に対応して、商品所持者の市民法的主体=所有権者化を論証したことに対する背馳ではなかろうか。けだし、もし『法律 Gesetz』が『労働日（=労働の大きさ）』を決定するなら、この『法律』なくして価値形成=増殖の必然性はなく、したがって資本家の剩余価値取得はおろか、労働者の生活手段=必要労働部分の買戻しによる労働力の価値規定もありえない」（青木孝平『資本論と法原理』、論創社、1984年、73～74頁）。標準労働日を単なる「労働日」一般に還元した上で（「第2の還元」論）、それが国家の法律によって規定されるなら資本家の剩余価値取得も労働力の価値規定もありえないと主張している。だが国家が規定するのは労働日の大きさそのものではなく、労働日の「標準」だけであって、標準労働日論においては剩余労働時間の存在は最初から前提されている。ま

た現実の労働日は、この標準労働日を上下して、その時々の労働需給関係などによって決定されていくのである。同じく、村上和光氏も次のように言う——「国家による資本—賃労働関係への介入に関連する……（2）剩余価値論——労働日をめぐる労資対抗——と（3）蓄積論——過剰人口の維持——に関連しては、労働日の決定と過剰人口の維持の両方とも、資本主義における周期的景気循環をとおす変動過程においていわば価値法則に規制されて実現可能だし、もしそうではなく、国家による権力的介入によってのみなしとげられるとすれば、資本制の生産が『経済外的強制』によってのみ支えられることになって、『資本論』で確立をみた、資本による社会的生産の自律的包摶という図式は全面的に崩壊する以外になくなるといってよい」（村上和光『国家論の系譜』、世界書院、1987年、77～78頁）。ここでも標準労働日が単なる「労働日」に還元された上で、その決定が国家による権力的介入によってのみなしとげられるのなら、「資本による社会的生産の自律的包摶という図式は全面的に崩壊する」と脅される。必要労働時間を越える労働日の延長そのものが国家権力による介入によってのみなしとげられるのなら、このような「全面崩壊」の悪夢を見てよいだろうが、問題になっているのは単に剩余労働時間の存在を前提とした労働日の標準値の法定にすぎないのである。だがそれがいったん規定されれば、それが商品交換関係に規定的に反作用するのはその通りである。そのことによって崩壊するのは、資本主義的経済過程の純粹な自律性という字野派的図式だけである。

- (37) 山本前掲書、99頁。山本氏はこの立場からマルクスに対し「生産過程における労働者の主体性を不當に過大評価し」（同前、116頁）ているとさえ非難している。
- (38) 同前、107頁。
- (39) 同前、116～117頁。
- (40) 同前、145頁。
- (41) 実際には、標準労働日の成立を前提とすると、好況期には労働時間が長くなり、恐慌・不況期には労働時間は短くなる傾向がある。好況期には、資本は、ただちに充用労働者を増やすよりも、まずは既存の労働者の労働時間を長くすることで生産拡大に対応しようとする。だが、それが可能となるにはこのような労働日延長の余地が存在しなければならず、したがってこの点からも、標準労働日の上限は最大労働日の上限未満でなければならない。逆に、恐慌・不況期には、労働者を解雇するだけでなく、現役労働者の労働時間を短縮して生産縮小に対応しようとする。解雇に対する労働者の抵抗は大きいからである。以上の点は、徳永重良氏が統計的にも立証しているところである。参照、徳永重良『『大河内理論』の理論的性格』、『経済志林』第38巻3・4号、1971年、35～36頁。山本氏は徳永氏の提出した資料を独占期のアメリカに特有の

マルクスの標準労働日論をめぐる諸論争（森田）

ものであると言ってあっさり退けている。

- (42) 景気循環による標準労働日の「決定」を主張する論者として、他に注36で紹介した村上和光氏と青木孝平氏がいる。青木氏については以下の文言を参照せよ。「資本の景気循環＝蓄積過程は、人口法則により、労賃と同様、労働条件・労働日をも好況期には改善・短縮し不況期には改悪・延長する過程を反復しつつ、全体として経済原則的労働過程を『標準労働日』として、労働者・資本家双方の市民的規範意識のうちに包摂し実現していくものといえよう」(青木前掲書、81～82頁)。
- (43) 山本前掲書、147頁。
- (44) このような欠陥は、宇野弘蔵氏自身の景気循環的労働力価値規定論（景気変動を通じて平均化される賃金総額が労働力価値を規定するという理論）にもあてはまるだろう。そもそも山本氏の労働日論は、宇野氏の労働力価値規定論をそのまま労働日にあてはめたものにすぎない。宇野氏の景気循環的労働力価値規定論に対する適確な批判としては、たとえば以下を参照。姫野教義「労働力商品価値規定と価値法則」、北九州大学『商経論集』第10巻1号、1974年。同「労働力商品の特殊性について」、北九州大学『商経論集』第12巻2号、1977年。